

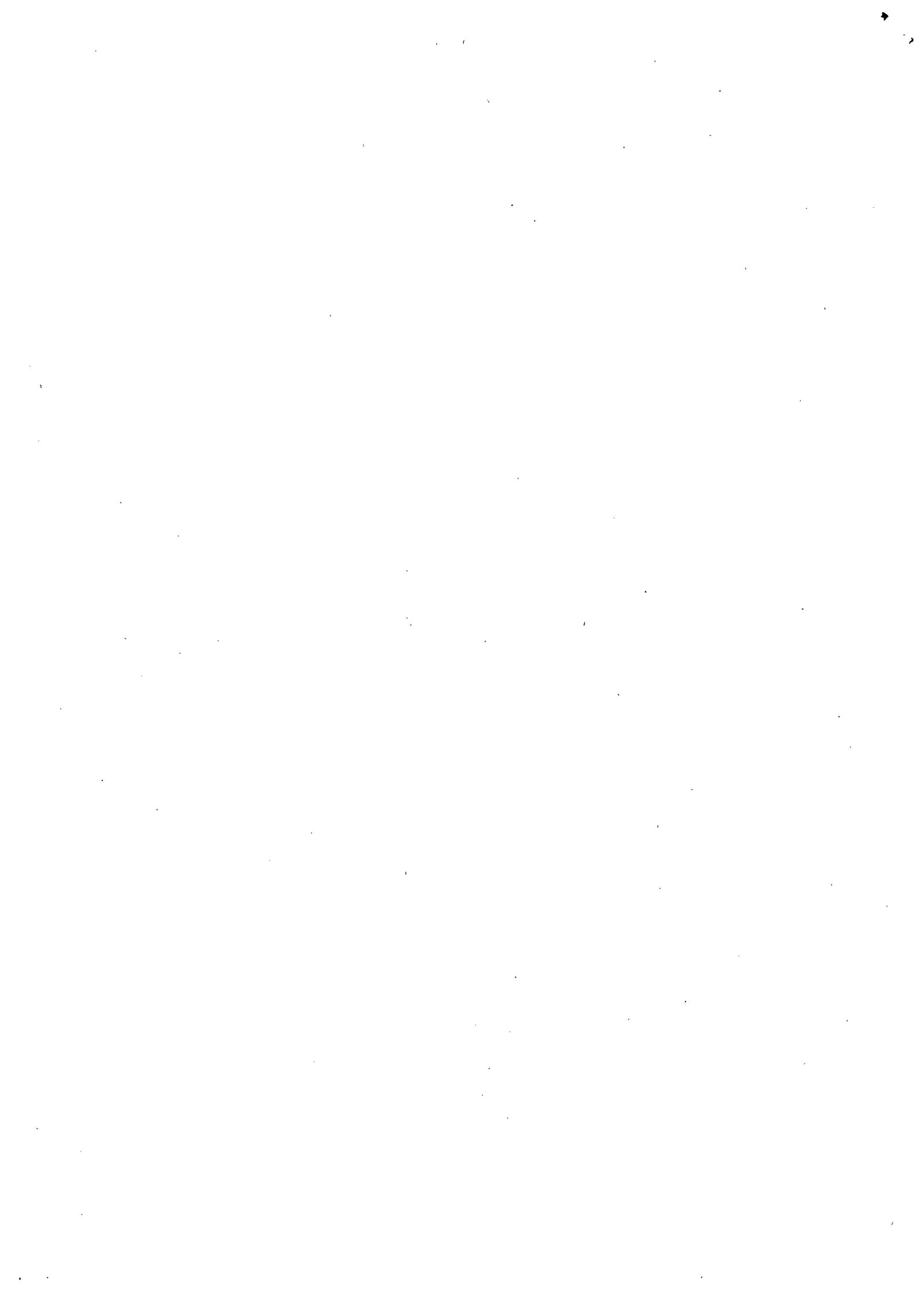
## 所管事項に関する資料

### < 目 次 >

1	機構及び職員数	P1
2	事務分掌	P2
3	所管事務の現況等	P4
	(1) 都市経営室	(P4)
	(2) 長崎創生推進室	(P5)
	(3) 大型事業推進室	(P6)
	(4) 地域コミュニティ推進室	(P7)
	(5) 市民協働推進室	(P8)
	(6) 財政課	(P10)
	(7) 世界遺産推進室	(P11)
4	合併特例債の発行期限の延長について	P12
5	新市庁舎建設事業について	P14
6	地域コミュニティのしくみづくりについて	P17
7	世界遺産委員会諮問機関による評価結果及び勧告について	P42
	長崎市新庁舎建設基本設計	別冊 1
	モデル地区規約	別冊 2
	モデル地区まちづくり計画	別冊 3

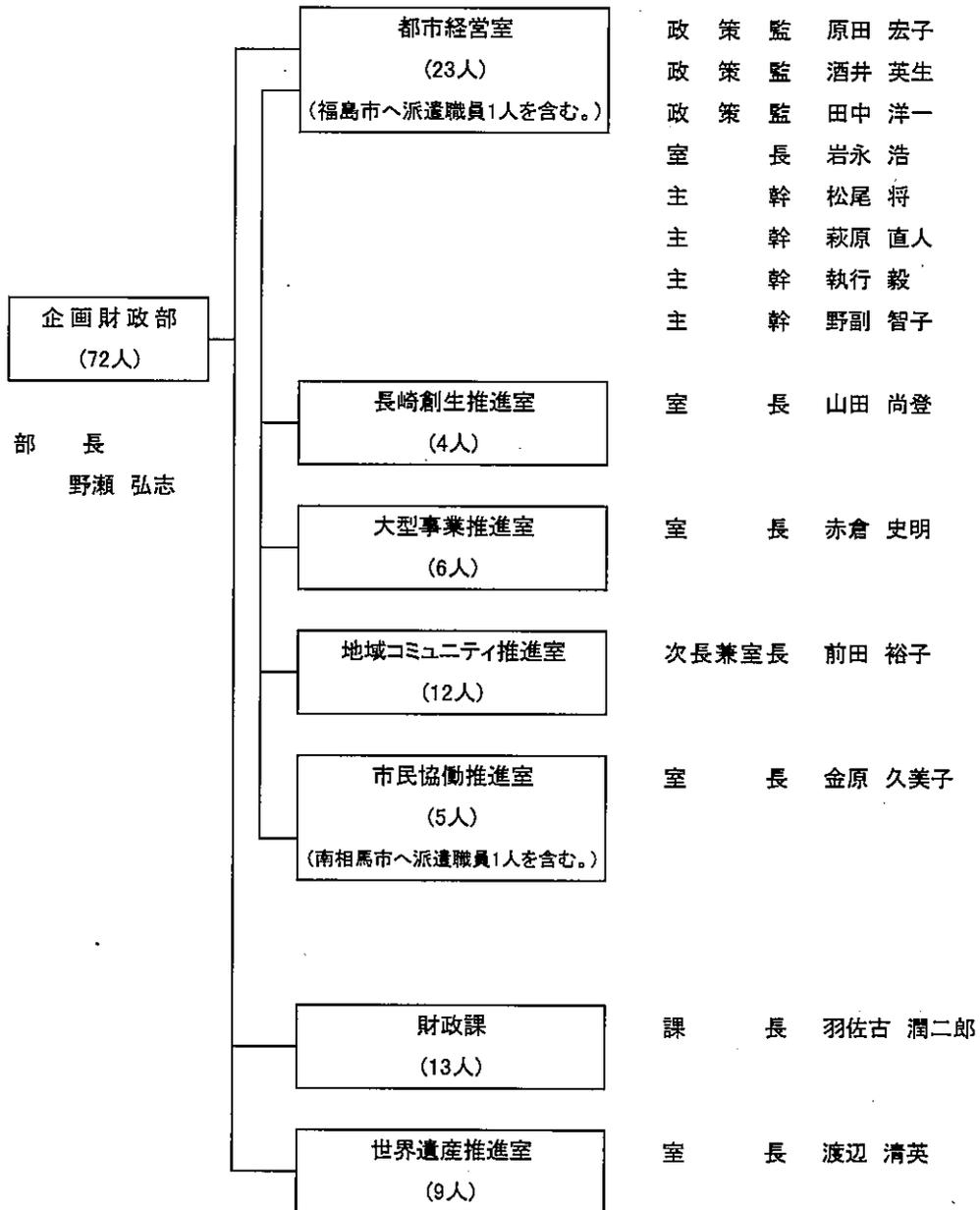
企画財政部

平成 30 年 6 月



# 1 機構及び職員数

## 企画財政部機構図 (H30.4.1現在)



## 2 事 務 分 掌

部	課・室	分掌事務
企画財政部	都市経営室	(1) 部の統括に関すること。 (2) 基本構想並びに長期計画その他行財政の総合的な計画、推進及び調整に関すること。 (3) 政策評価に関すること。 (4) 道州制に関すること。 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。 (6) 総合教育会議に関すること。 (7) 都市経営会議及び都市経営執行会議に関すること。 (8) 地域振興計画等に関すること。 (9) 広域行政に関すること。 (10) 職場の活性化に関すること。 (11) 業務の改善及び改革に関すること。 (12) 総合計画審議会に関すること。 (13) 長崎創生推進室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室及び市民協働推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (14) 部内事務の連絡調整に関すること。
	長崎創生推進室	(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進及び調整に関すること。 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に関すること。
	大型事業推進室	(1) 市庁舎建設に関すること。 (2) 県庁舎跡地活用に関すること。
	地域コミュニティ推進室	(1) 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援に関すること。 (2) 地域コミュニティに係る総合調整に関すること。 (3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域コミュニティ推進審議会に関すること。
	市民協働推進室	(1) 市民との協働の推進のための施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) NPO、ボランティア等に関すること。 (3) 市民活動センターに関すること。 (4) 市民力推進委員会及び提案型協働事業等選定審査会に関すること。

部	課・室	分掌事務
企画財政部	財政課	(1) 財政計画に関すること。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関すること。 (3) 市債に関すること。 (4) 地方交付税に関すること。 (5) 一時借入金に関すること。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関すること。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関すること。 (8) 財政公表に関すること。
	世界遺産推進室	(1) 世界遺産の登録等に関すること。

### 3 所管事務の現況等

#### (1) 都市経営室

事 項	内 容
1 総合的な企画の立案、推進及び調整	<p>総合的な計画及び整備を要する特定の事務で、特に重要なものを掌握する。</p> <p>(1) 総合的な企画の立案、推進及び調整            (2) 総合計画の策定及び進行管理            (3) 重点プロジェクトの進行管理            (4) 市長マニフェストに関する事業の進行管理            (5) 「教育大綱」の進行管理</p>
2 連携中枢都市圏構想の推進	<p>近隣市町との連携中枢都市圏構想の推進を図り、連携中枢都市圏ビジョンの進捗について、事業の実施状況及び成果指標の推移を踏まえ、事業内容の充実を図る。</p>
3 地域振興の推進及び調整	<p>各種計画の進捗状況管理を行うことにより、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 計画の進捗管理            (市町村建設計画・過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画・地域振興計画)</p> <p>(2) 過疎・離島・半島に関係する構成団体間の連携を図り、国・県への要望活動等を行う。</p>
4 政策評価	<p>市政運営の基本システムとして「政策評価制度」の円滑な推進を図り、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現を目指す。</p>
5 「游学のまち長崎」推進事業	<p>游学のまちづくりに向けた取組み</p> <p>(1) 学生地域連携活動支援事業            「游学のまち de やってみゅーで“U-サポ”」の実施</p> <p>(2) 游学のまち長崎の情報発信</p>
6 会議の運営	<p>都市経営会議、都市経営執行会議、戦略会議及び重点プロジェクト会議並びに総合教育会議の開催</p>
7 しごと改革	<p>市民起点の意識を持って仕事に取り組む職員の育成及び成果をあげながら成長していく組織(市役所)づくり</p>

## (2) 長崎創生推進室

事 項	内 容
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進	<p>平成 28 年 3 月に人口減少の克服と地方創生の実現に向け策定した、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するための取り組みを行う。</p> <p>(1) 総合戦略推進に向けた各施策の進行管理  (2) 国の制度、施策に対応した総合的調整  (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の運営</p>
2 人口減少の克服と長崎創生の推進	<p>(1) 認定制度  市民、企業、大学、地域、NPO等と人口減少に対する危機感を共有し、人口減少の克服と長崎創生を図るため、新しいアイデアの実現に向けた自主的かつ主体的な取り組みを支援する。  ・長崎創生プロジェクト事業認定制度</p> <p>(2) 補助金制度  新たな消費の拡大など、「交流の産業化」を推進する民間事業者の取り組みを支援して、成功事例として顕在化させ、波及効果を広げて、「交流の産業化」を加速する。  ・交流の産業化リーディング事業費補助金</p> <p>(3) 情報発信  市民が日常の中で感じている長崎の魅力を再認識し、長崎に対する誇りや愛着、いわゆる「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取組みを進める。  ・「人」のまち「ながさき」プロモーション事業</p>
3 移住・定住促進	<p>人口減少を克服し、新しい人の流れを創出するため、移住定住促進に向けた取り組みを行う。</p> <p>(1) 情報発信の充実、ながさき定住支援センターでの相談対応  (2) 「ながさき移住サポートセンター」との連携</p>
4 婚活支援の充実	<p>結婚の意思を持つ独身男女の希望をかなえられるよう、婚活活動、いわゆる「婚活」を支援し、出会いの場の創出に取り組む。</p>

### (3) 大 型 事 業 推 進 室

事 項	内 容
1 新庁舎建設の推進	現在の市庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、窓口や執務室の分散など、解決を急ぐべき課題を多く抱えていることから、新たな市庁舎の早期完成に向けた取り組みを進める。
2 県庁舎跡地活用に係る県との調整	県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、県民・市民にとってより良い活用となるよう、県との調整を図る。

#### (4) 地域コミュニティ推進室

事 項	内 容
1 地域コミュニティを支えるしくみの制度構築	<p>地域コミュニティを支えるしくみをモデル事業として実施し、しくみの立ち上げにおける課題の抽出や市の支援のあり方について、具体的に検証を行い、下半期から市内全地区での本格実施をめざす。また、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ推進交付金</li> </ul>
2 市民等からの意見聴取	<p>本市の地域コミュニティ施策の推進にあたり広く市民の方々からご意見をいただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ推進審議会</li> <li>・地域での意見交換会</li> </ul>
3 「(仮称)地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けた支援	<p>地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う場の開催を通して「まちづくり計画」の策定を行い、「(仮称)地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の話し合いの場づくり支援</li> </ul>
4 リーダーの発掘・育成	<p>地域の担い手などを対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまちみらいマネジメント講座の開催</li> <li>・わがまちみらい情報交換会の開催</li> <li>・先進地視察(地域運営研修)</li> </ul>
5 まちづくり支援職員の資質向上	<p>まちづくりの専門家を招聘し、まちづくりを支援する職員の資質向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活性化アドバイザー委託</li> <li>・まちづくり支援職員研修の実施</li> </ul>

## (5) 市民協働推進室

事 項	内 容
1 市民力推進委員会	<p>市民力向上検討会議の報告書に基づき「市民力」の推進や、連携強化に向けて本市が行う各種施策について、市民と行政がともに検討する委員会として運営。</p> <p>委員会の中に、市民活動支援補助金及び、市民活動に係る公募事業の審査、評価等を行う補助金等審査部会等を設ける。</p>
2 市民との協働の推進	<p>(1) 協働推進事業</p> <p>地域の課題解決のため、市民が自ら取り組む市民活動の広がりや、ネットワーク化及び市民と行政との協働が必要であり、それらを推進するための事業を行う。</p> <p>① ちゃんぽんミーティングの開催</p> <p>② 協働に関する研修会の実施</p> <p>(2) 協働のまち魅力発信事業</p> <p>ケーブルテレビやホームページ「市民力ネット」などを活用し、協働を分かりやすく市民に広く周知する。</p> <p>(3) 提案型協働事業</p> <p>市民(市民活動団体等)の発想を活かした事業企画を募集し、市民と行政との協働により地域課題の解決を図り、地域活性化につなげるもの。市民と行政が協働で企画した事業について、2回の審査を行い、翌年度実施する事業を採択する。</p>
3 市民活動の支援	<p>(1) 市民活動支援補助金</p> <p>市民活動の活性化と充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するために、経済的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動スタート補助金</li> <li>・市民活動ジャンプ補助金</li> <li>・市民活動人材育成補助金</li> </ul> <p>(2) 市民活動表彰</p> <p>公益的な活動に取り組んでいる市民活動団体に対して、その活動を市民・企業・行政が連携して表彰することで、より一層の活動の充実に繋げ、今後の活動の発展へのきっかけづくりとする。</p>
4 長崎伝習所	<p>市民と行政との協働によるまちづくりを目指して、市民がテーマを提案し自主的に運営する「塾事業」を展開するほか、「つながり事業」として、若い世代の市民が、まちづくりの様々なテーマに関する思いや考えを語り合いながら企画を検討し、その企画を実践する講座を開催する。</p>

事 項	内 容
5 市民活動センターとの調整	平成30年度から指定管理者制度を導入し、様々な分野の市民活動団体やボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている方々のための拠点施設として開放し、市民活動の活性化を図る。

## (6) 財 政 課

事 項	内 容
1 第四次総合計画及び重点プロジェクトと連動した予算編成	<p>第四次総合計画を着実に推進するため、重点プロジェクトをはじめとして、部局ごとの重点化方針・重点的施策などと連動した予算編成を行い、今後の市政発展と課題解決に向けた取り組みを一層強化する。</p> <p>中期的には大型事業が集中する見込みであることから、中長期財政シミュレーションの時点修正を適切に行いながら、健全で持続可能な行財政運営に努める。</p>
2 行財政改革の推進	<p>健全な財政基盤を確立するとともに、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくため、行財政改革の着実な推進を図る。</p>

## (7) 世界遺産推進室

事 項	内 容
1 構成資産の調査・整備 及び登録記念事業の実施	<p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <p>世界遺産として適切に構成資産を保全し価値を後世に伝えるため、保全のための調査・整備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端島炭坑 70 号棟(端島小中学校)下部埋戻し工事</li> <li>・ 高島炭鉱北溪井坑跡周辺環境整備工事</li> </ul> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <p>平成 30 年の世界遺産登録を推進し、世界遺産登録記念事業を実施するとともに、構成資産及び関連資産の適切な保全のための調査・整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産委員会パブリックビューイング開催</li> <li>・ 世界遺産登録記念シンポジウム開催</li> <li>・ 構成資産の記録保存調査</li> <li>・ 関連資産の大平作業場跡整備事業及び石積み(ネリベイ)建物修理</li> </ul>
2 来訪者受入態勢の充実、 周知啓発及び世界遺産の 機運醸成	<p>来訪者の満足度向上を目指し、更なる受入態勢の充実を図るとともに、周知啓発等を行い、世界遺産価値の理解促進を図る。</p> <p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供用リーフレット、世界遺産周知用リーフレットの増刷</li> <li>・ 道路標識等設置</li> </ul> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産登録記念銘板・説明板の設置</li> <li>・ 構成資産誘導サインの設置</li> <li>・ 外海地区インフォメーション施設構成資産詳細展示</li> <li>・ 看板やのぼり等の掲示による周知啓発</li> </ul>
3 庁内関係部局との連携	<p>世界遺産の保全及び登録を推進するため、世界遺産登録推進本部会議をはじめとした関係部局の緊密な連携を確保する。</p>
4 国及び関係縣市町等との 連携	<p>世界遺産の保全及び登録のため、国、関係縣市町及び関係機関と連携して取り組む。</p> <p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産協議会(8 県 11 市)</li> <li>・ 専門家委員会</li> <li>・ 産業遺産国民会議</li> <li>・ 長崎地区管理保全協議会</li> <li>・ 世界遺産の保全にかかる三者会議(三菱、県、市) 等</li> </ul> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産登録推進会議(2 県 6 市 2 町)</li> <li>・ 世界遺産登録縣市町調整会議</li> <li>・ 世界遺産保存活用協議会</li> <li>・ 長崎県世界遺産登録推進県民会議 等</li> </ul>

#### 4 合併特例債の発行期限の延長について

##### (1) 合併特例債について

市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費に充てることができる地方債（借入金）。  
事業費に対する充当率 95%、交付税措置 70%

##### 【対象事業】

- ア 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- イ 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ウ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- エ 基金の造成

##### (2) 長崎市の活用状況

##### ア 発行状況について

- ・合併特例債発行可能額 約 522 億円
- ・発行済額（平成 29、30 年度は発行見込額） 約 457 億円
- ・平成 31 年度以降発行可能額 約 65 億円

##### イ 主な事業について

(ア) 平成 29 年度までに充当した主な事業及び発行額

(千円)

地区	主な事業	合併特例債発行額
香 焼	公共下水道建設事業 公民館リフレッシュ事業 ほか	508,400
伊王島	公共下水道建設事業 道路リフレッシュ事業 ほか	93,500
高 島	軍艦島整備事業 高島ふれあい海岸整備事業 ほか	112,900
野母崎	水道施設統合整備事業 公園緑地事業（野母崎総合運動公園） ほか	1,280,800
外 海	水道施設統合整備事業 外海地区複合施設整備事業 ほか	1,352,696
三 和	公共下水道建設事業 三和宮崎地区ほ場整備事業 ほか	2,865,563
琴 海	琴海地区・琴海大橋道路改良事業 公園施設整備事業（琴海北部運動公園ほか） ほか	4,173,300
その他	消防施設等整備事業 図書館整備事業 新市立病院建設事業 ほか	35,322,041

(イ) 今後活用が想定される事業

- ・公園施設整備事業
- ・地方道路整備事業
- ・道路リフレッシュ事業
- ・総合消防情報システム更新整備 など

ウ 合併特例債により造成した基金（地域振興基金）

- ・平成 29 年度末現在高 41 億 5,704 万円

(3) 合併特例債延長法の改正について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が5年延長された。

※改正の趣旨

平成 24 年度以降、平成 28 年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況にあることを踏まえ、合併特例債の発行可能期間の延長を行う必要がある。

(4) 市町村建設計画について

旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併市町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示したもの。

ア 長崎地域市町村建設計画

平成 17 年 1 月 4 日に合併した旧長崎市・旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町にかかる計画。

計画期間は、平成 17 年 1 月から平成 31 年度まで

イ 長崎市・琴海町市町村建設計画

平成 18 年 1 月 4 日に合併した旧長崎市・旧琴海町にかかる計画。

計画期間は、平成 18 年 1 月から平成 32 年度まで

ウ 市町村建設計画の変更

現行の市町村建設計画による合併特例債の発行可能期間は平成 32 年度までとなっているが、合併特例債を有効活用するためには、市町村建設計画を変更し、発行可能期間を延長する必要がある。

## 5 新市庁舎建設事業について

### (1) 長崎市新庁舎建設基本設計の策定

「長崎市新庁舎建設基本計画」（平成 26 年 2 月策定、平成 28 年 11 月改定）を踏まえ、建物の配置や構造、各階の基本的なレイアウトなどについてまとめた「長崎市新庁舎建設基本設計」（以下「基本設計」という。）を平成 30 年 5 月に策定した。

#### ア 基本設計策定までの経過

事項	開催(実施)時期 (H29 年度)	内容・結果
シンポジウムの開催	7 月 17 日	・設計に係る技術提案内容の説明 ・パネルディスカッション ・経緯と今後のスケジュールの説明 参加者数：約 170 人
ワークショップの開催	8 月～12 月	開催回数：6 回（全体） 参加者数：のべ 271 人（全体）
市民ワークショップ （地元自治会、団体推薦者 及び公募市民）	8 月～12 月	開催回数：3 回 参加者数：のべ 139 人
学生ワークショップ （大学、短大、専門学校、高校）	9 月～11 月	開催回数：2 回 参加者数：のべ 94 人
中学生ワークショップ	8 月	開催回数：1 回 参加者数：38 人
パブリック・コメントの実施	2 月 21 日～ 3 月 22 日	意見提出件数 50 件 基本設計に関すること 33 件 基本計画に関すること 9 件 実施設計に関すること 5 件 その他 3 件

#### イ 基本設計の構成

これまでの経緯

##### 1 計画概要

1-1 敷地概要

1-2 建築概要

1-3 事業費

1-4 事業スケジュール

##### 2 建築計画概要

2-1 建物配置と高さ

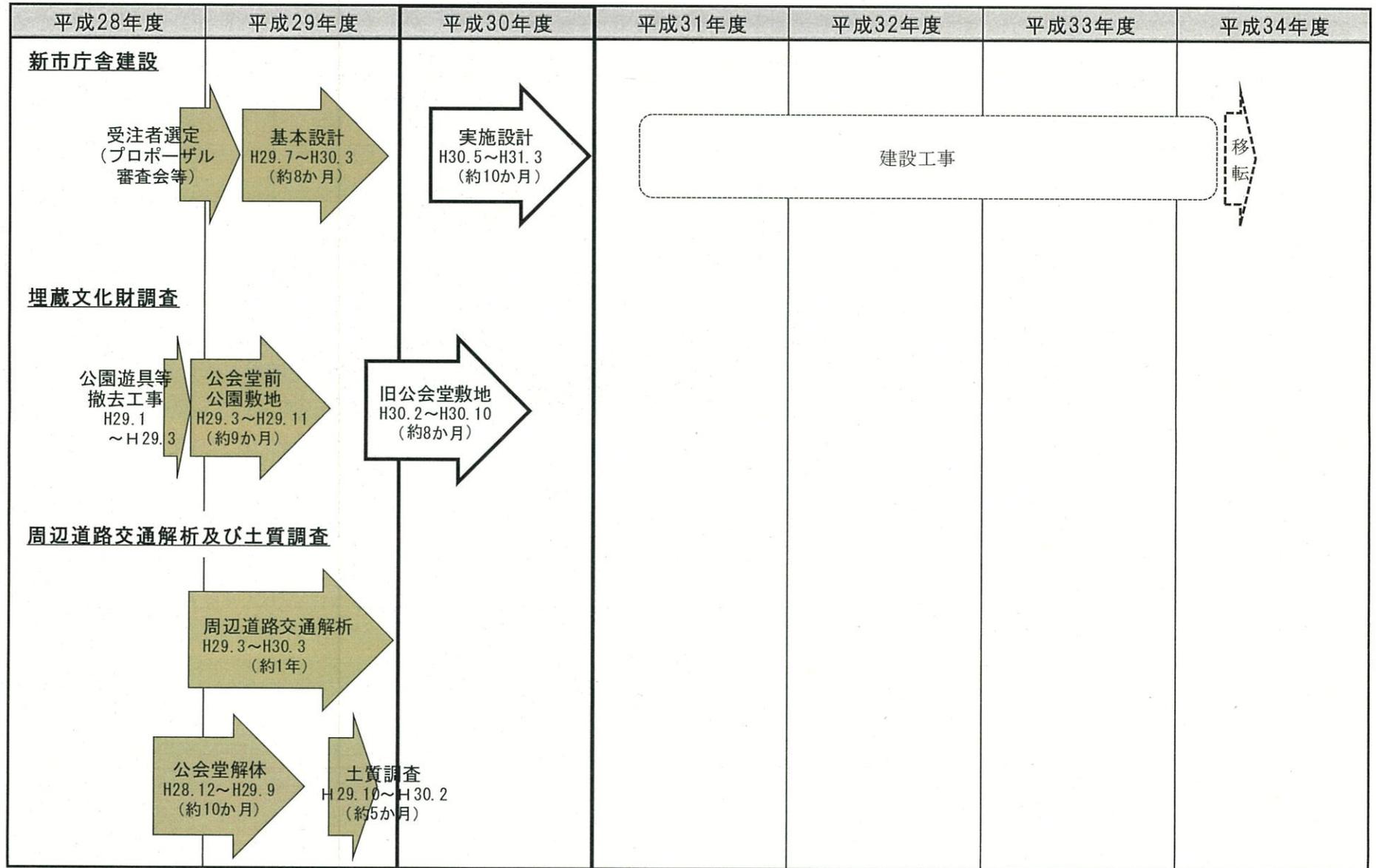
2-2 建築計画

2-3 構造計画

2-4 環境・防災計画

2-5 ユニバーサルデザイン計画

(2) 新市庁舎建設事業全体スケジュール

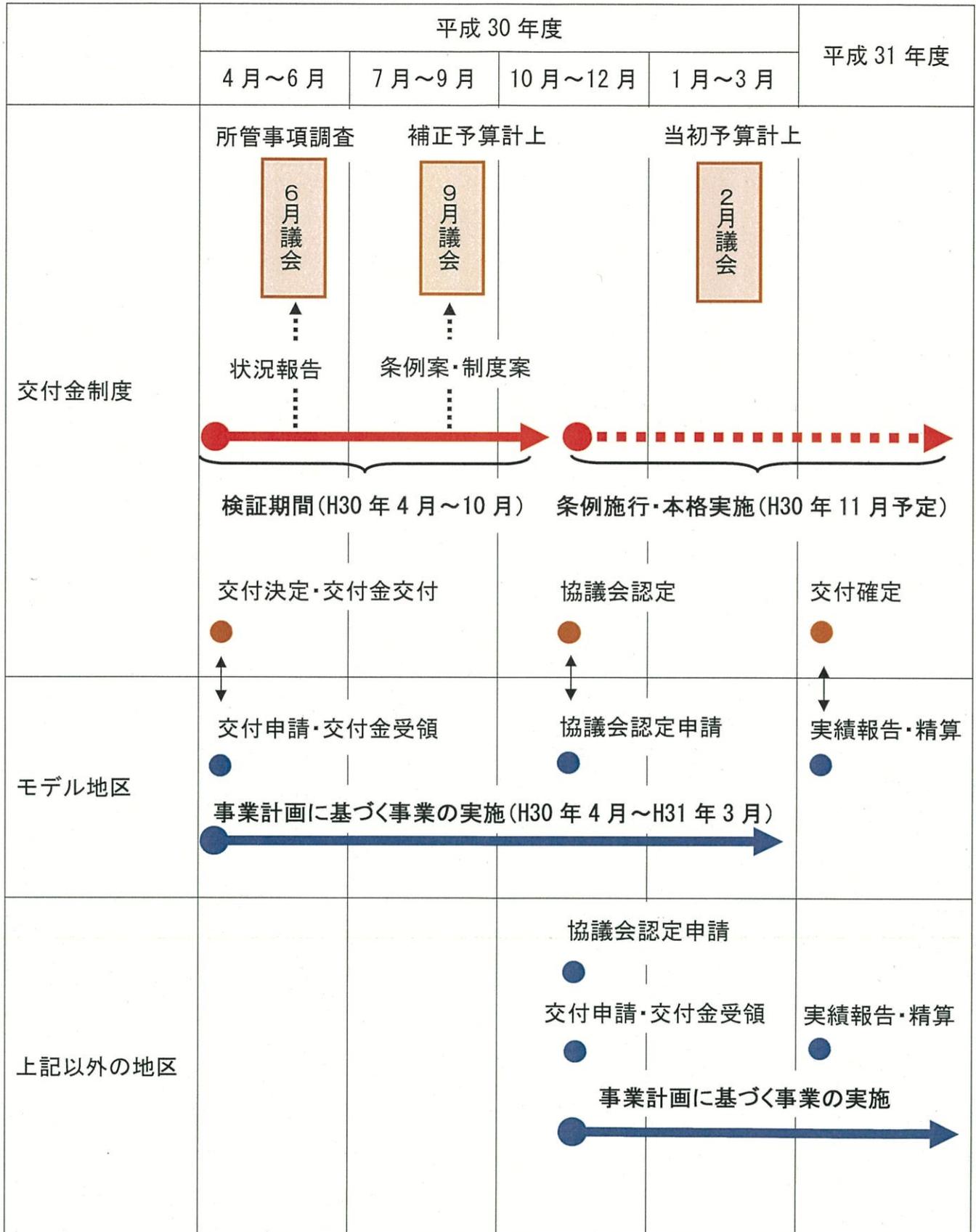


(3) 実施設計に係るスケジュール

年度	平成30年度												平成31年度
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
設計	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3;"> <p style="text-align: center;">長崎市における検討 (設計内容について随時検討)</p> </div>												
	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d9ead3; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">実施設計業務委託 H30.5～H31.3</p> </div>												
市民	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff2cc; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="text-align: center;">関係団体等へのヒアリング</p> </div>												
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff2cc; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">●シンポジウム 市民への周知(広報誌、HP、出前講座など)</p> </div>												

6 地域コミュニティのしくみづくりについて

(1) スケジュール (案)



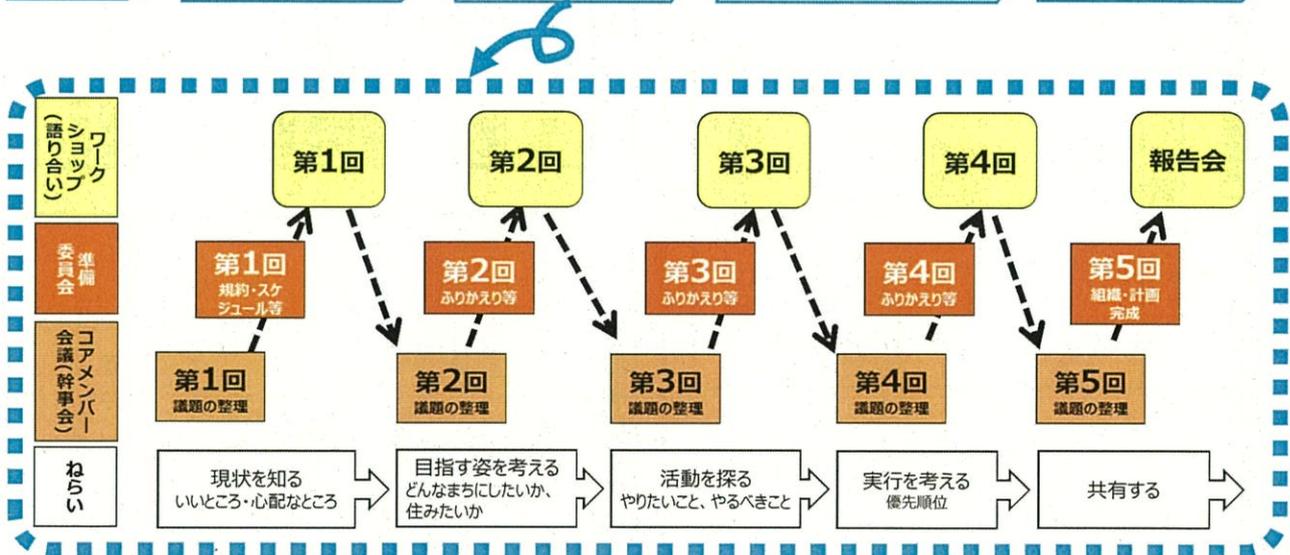
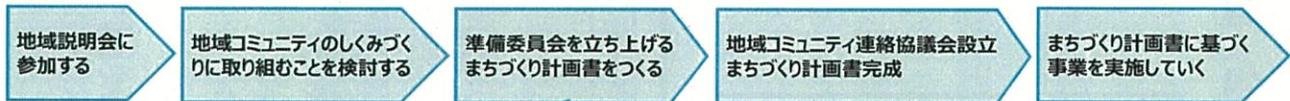
(2) モデル地区の概要

地区	式見地区	南長崎地区	土井首地区	深堀地区	茂木地区	横尾地区	
名称	式見地区コミュニティ連絡協議会	ダイヤモンドまちづくり連絡協議会	土井首地区コミュニティ協議会	深堀地区コミュニティ協議会	茂木コミュニティ連絡協議会	横尾小学校区コミュニティ連絡協議会	
設立年月	H30. 3. 30	H15. 5. 27 (H30. 2 見直し)	H29. 3. 18	H30. 2. 16	H27. 5. 26	H30. 3. 31	
活動区域	小学校区	小学校区	連合自治会の区域	小学校区	小学校区	小学校区	
活動区域の人口 (100人未満切捨て)	3,000	4,900	15,000	6,700	4,700	7,300	
交付金の上限額	1,700,000	2,460,000	6,500,000	3,180,000	2,380,000	3,420,000	
交付金の申請額	1,655,000	649,000	5,274,000	3,180,000	1,627,000	3,300,000	
交付決定金額	1,655,000	649,000	5,274,000	3,180,000	1,627,000	3,300,000	
交付決定日	H30. 4. 25	H30. 5. 2	H30. 5. 2	H30. 5. 7	H30. 4. 27	H30. 4. 25	
構成団体数	連合自治会 1、単位自治会 16、他 22 計 39 団体	連合自治会 1、単位自治会 5、他 31 計 37 団体	連合自治会 1、単位自治会 14、他 29 計 44 団体	連合自治会 1、単位自治会 16、他 16 計 33 団体	連合自治会 1、単位自治会 14、他 13 計 28 団体	連合自治会 1、単位自治会 11、他 29 計 41 団体	
加入自治会数	16/16	5/5	14/14	16/16	14/14	11/12	
加入自治会の割合	100%	100%	100%	100%	100%	91%	
体制	【部会型】 ①子育て・青少年育成部会 ②高齢者部会 ③地域・産業振興部会 ④生活環境・防犯・防災部会	【部会型】 ①防犯部会 ②防災部会 ③交流部会 ④整美部会 ⑤広報部会	【部会型】 ①総務部会 ②自然を活かしたふるさとづくり部会 ③元気で安心な暮らしづくり部会 ④次世代へつなげる人づくり部会 ⑤ふれあいセンター運営部会  (実行委員会) ①みんなでつながる“どいくのび祭り”実行委員会 ②どいのくび健康マラソン大会実行委員会	【ネットワーク型】 ①深堀地区連合自治会、②市社会福祉協議会深堀支部、③深堀地区老人クラブ連合会、④深堀ペーロン協会、⑤深堀地区消防団、⑥深堀婦人会、⑦深堀地区民生児童委員協議会、⑧深堀校区少年補導員深幸会、⑨深堀小学校、⑩深堀小学校育友会、⑪深堀中学校、⑫深堀中学校PTA、⑬深堀中学校区青少年育成協議会、⑭深堀小学校区子どもを守るネットワーク、⑮深堀地区ふれあいセンター運営委員会、⑯長崎市深堀・香焼包括支援センター、⑰深堀地区ボランティア団体	【部会型】 ①総務部会 ②産業振興・交流部会 ③子育て・青少年育成部会 ④福祉・健康部会 ⑤生活環境・安全安心部会	【部会型】 ①事業統括部 ②子ども育成部 ③安心・安全部 ④健康福祉部 ⑤環境・歴史文化部	
まちづくり計画	目指す姿 (将来像)	夕日の輝き 子どもは元気 つながり強き ～この町どこなの？式見なの！～	安全で安心して住めるまち づくり	愛いっぱい 自然と子ども を育むまち 土井首	大きな家族だ、よかばい深堀！	朝日が昇る 活気と笑顔あふれる うまか MOGI ～こんな近くに訪れたいまちがある～	笑顔でつながる ALL 横尾
	分野	①子育て・青少年の健全育成 ②健康・福祉 ③地域活動・交流 ④地域・産業振興 ⑤生活環境・防犯・防災	①防犯 ②防災 ③交流 ④整美 ⑤広報	①きずな ②自然環境 ③産業 ④生活 ⑤安全安心 ⑥子ども ⑦後継者の育成	①全般 ②防犯防災 ③まちづくり ④地域の異世代がつながる ⑤児童対策 ⑥高齢者対策	①地域活動や地域振興、交流・企画 ②産業の振興 ③子育てや青少年育成 ④福祉や健康 ⑤生活環境や地域の安全安心	①事業統括 ②子ども育成 ③安心・安全 ④健康福祉 ⑤環境・歴史文化
	策定時期	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 1 月	平成 30 年 2 月	平成 28 年 11 月	平成 30 年 3 月

(3) モデル地区の協議会設立までのプロセス

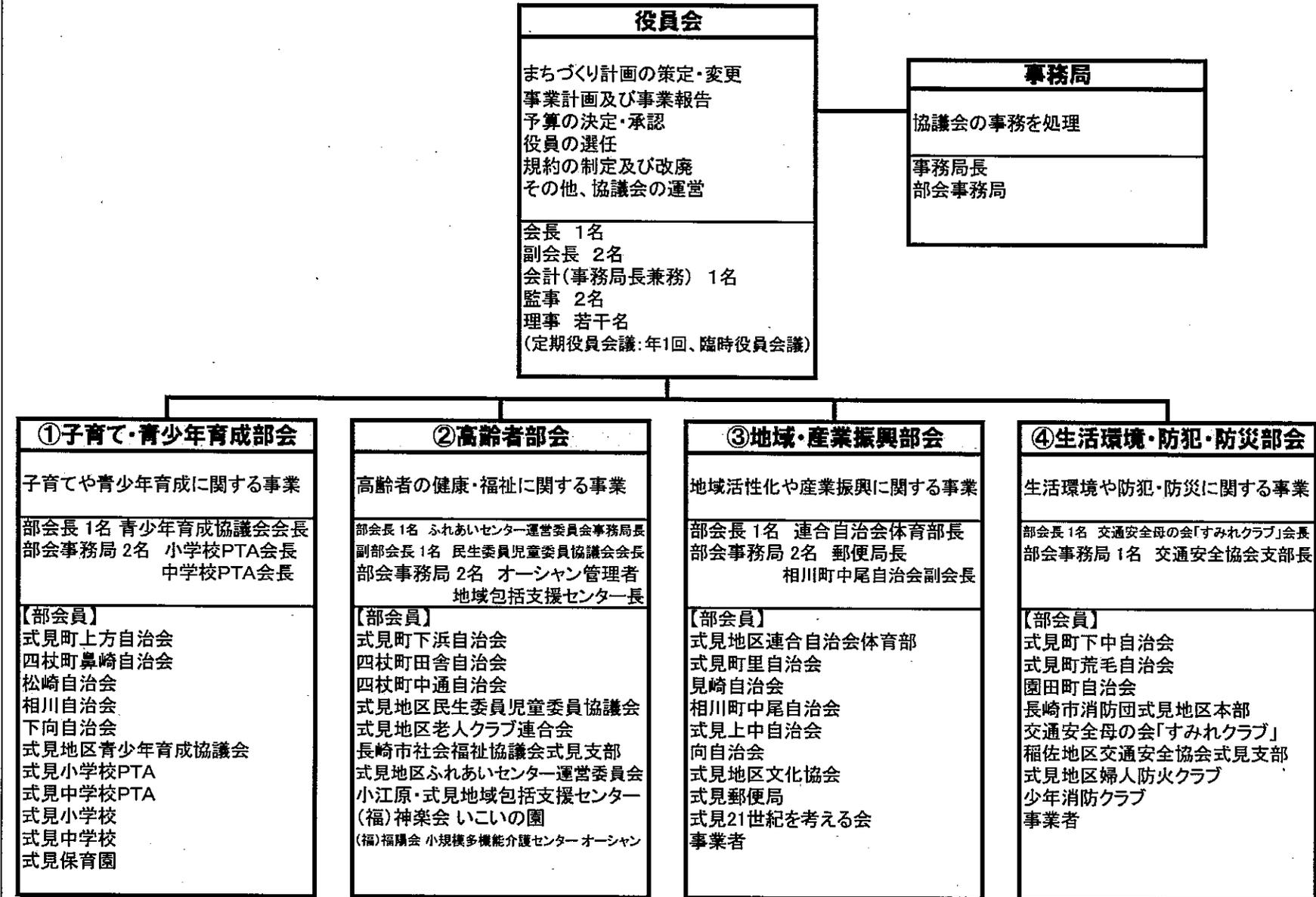
協議会	幹事会等回数	準備委員会回数	計画書策定ワークショップ		会議合計回数
			回数	延参加者数	
式見	20	4	7	399	31
ダイヤランド	4	6	2	141	12
土井首	20	7	6	687	33
深堀	6	5	4	266	15
茂木	6	1	7	385	14
横尾	10	7	5	276	22

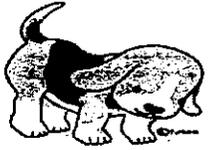
(参考)



名称	対象者	内容等
ワークショップ (語り合い)	小中学生、若手、女性なども含めた多様な主体。準備委員会より人数を拡大。 50~100人程度	・まちづくり計画書に必要な意見やアイデアを集める場
準備委員会	地域の各種団体・事業者の代表者等関係者及びその他必要と思われる者 15~50人程度	・(仮称)地域コミュニティ連絡協議会の母体となる組織 ・ワークショップで出された意見やアイデアを基にまちづくり計画書を策定する場
コアメンバー会議 (幹事会)	準備委員会の中でも中心となる者 3~10人程度	・準備委員会にて図るべき議題等を整理・検討する場

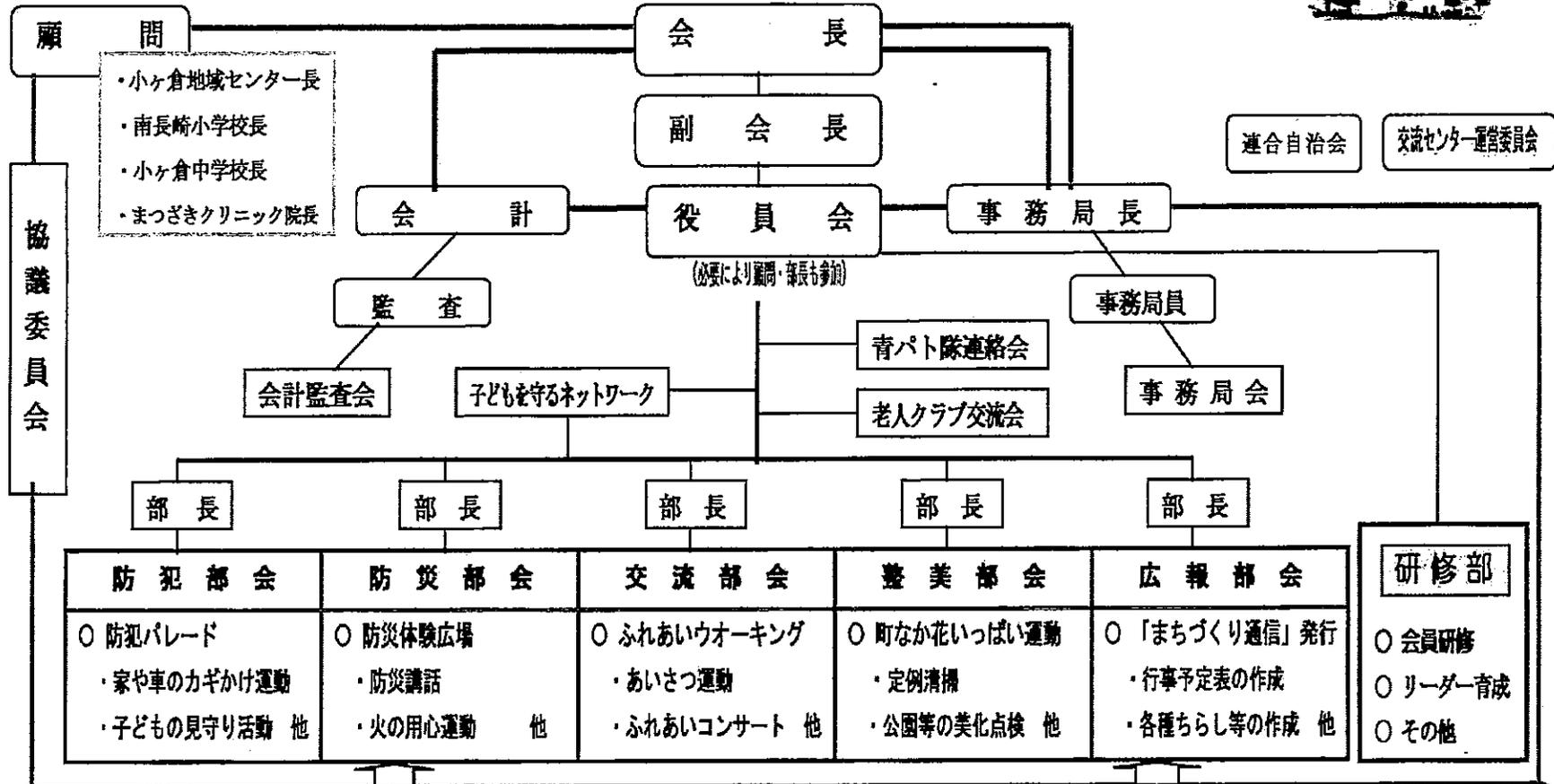
## 式見地区コミュニティ連絡協議会 組織図





# ダイヤランドまちづくり連絡協議会の組織

【事務局・ダイヤランドふれあいセンター内】



- ・第1自治会・第2自治会・第3自治会・第4自治会・アパート自治会・熟年会・白寿会・ときわ会・親和会・大樹会・南長崎小学校・小ヶ倉中学校・南長崎小学校育友会・小ヶ倉中学校育友会・子どもを守るネットワーク・育成協議会・社協ダイヤランド支部・ふれあいセンター・民生児童委員・市交通指導員・市少年補導委員・県少年補導員・市スポーツ推進委員・保護司・青い鳥幼稚園・ダイヤランド保育園・ダイヤランド郵便局・ほしのこランド・子供会5(各自治会)・眺望館・オレンジの丘・地域包括支援センター・本会委嘱員

# 土井首地区コミュニティ協議会 体制図

構成：協議会役員  
 開催：随時  
 内容：協議会の運営、総会・総務部会等の議題整理

構成：自治会長+部会長 ※  
 開催：随時  
 内容：予算案・事業計画案等総会議案の策定、事業計画の進捗管理及び変更の承認

※必要時は部会員も招集

**総会**

代議制：全委員(各団体からの選出者)  
 開催：年1回(傍聴可)  
 内容：予算・決算、規約の改定、まちづくり計画の改定、役員改選等を決定及び承認する場

**役員会**

**総務部会**

**事務局**

構成：事務局長、他  
 内容：協議会の運営事務

話し合いの場

子ども会議

青年会議

<b>自然を活かした ふるさとづくり部会</b>
分野：自然環境、産業
構成：部会長、副部会長 部会員 (必要数)
関係団体 ・三和ふるさとづくり委員会 ・自治会、女性部 ・食生活改善推進協 ・猟友会

<b>元気で安心な 暮らしづくり部会</b>
分野：生活、安全安心
構成：部会長、副部会長 部会員 (必要数)
関係団体 ・民児協・社協支部 ・自治会、女性部、老人会 ・育成協・子どもを守るネットワーク ・小、中、高等学校 ・保護司、補導員、補導委員 ・交通安全協会 ・消防団、婦人防火クラブ ・高齢者福祉施設 ・障害者福祉施設 ・スポーツ推進委員

<b>次世代へつながる 人づくり部会</b>
分野：子ども、後継者育成
構成：部会長、副部会長 部会員 (必要数)
関係団体 ・民児協・自治会、女性部、子ども会 ・育成協・PTA・育友会 ・おやじの会 ・子どもを守るネットワーク ・ペーロン協会 ・伝統芸能保存会 ・小、中、高等学校 ・児童福祉施設 (幼稚園、保育所等)

<b>ふれあいセンター 運営部会</b>
分野：ふれあいセンター運営
構成：部会長、副部会長 部会員 (必要数)
関係団体 ・協議会役員 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ ・青少年育成協議会 ・小、中学校 ・利用者代表

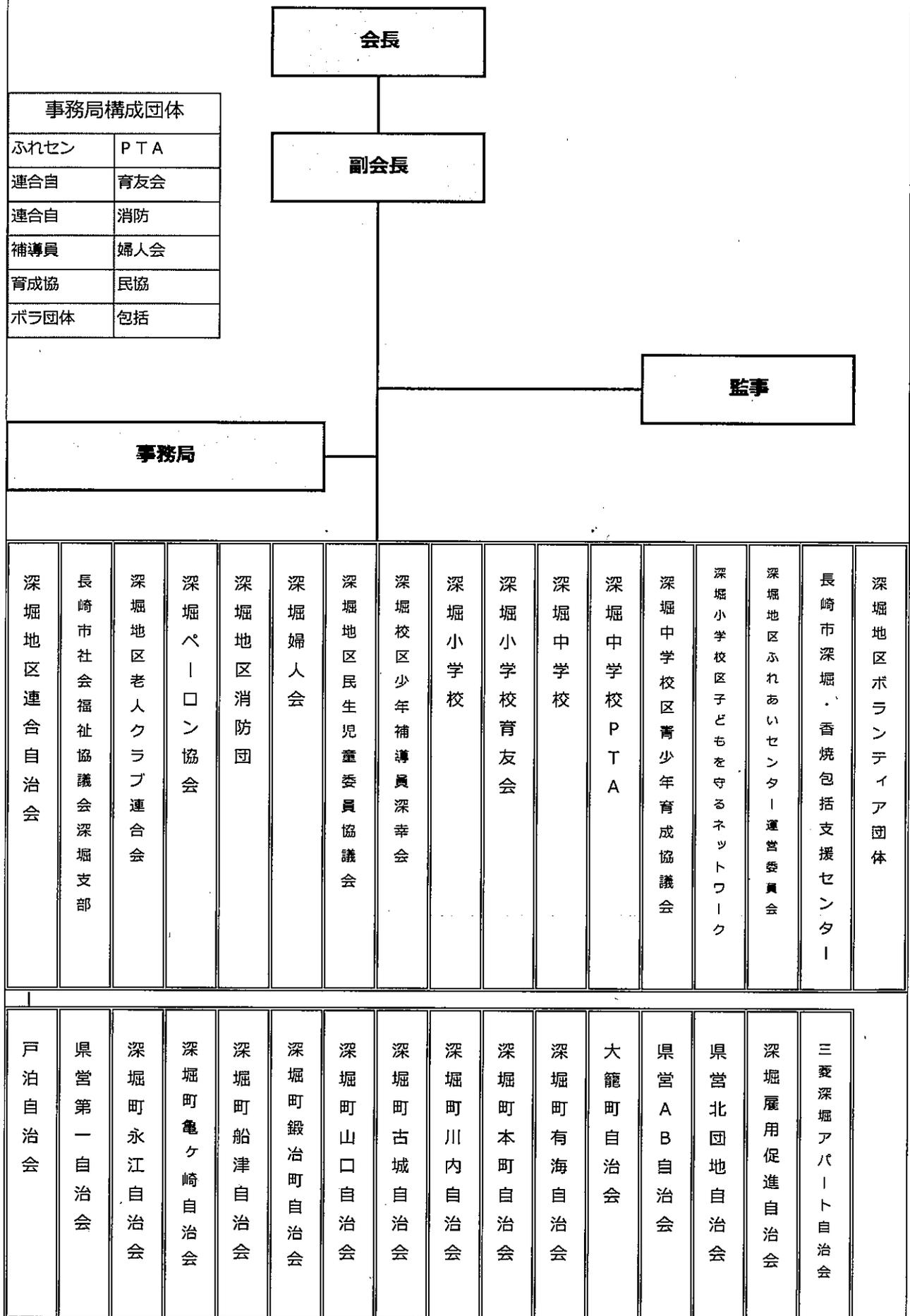
(実行委員会)

みんなでつながる  
“どいのくび祭り”

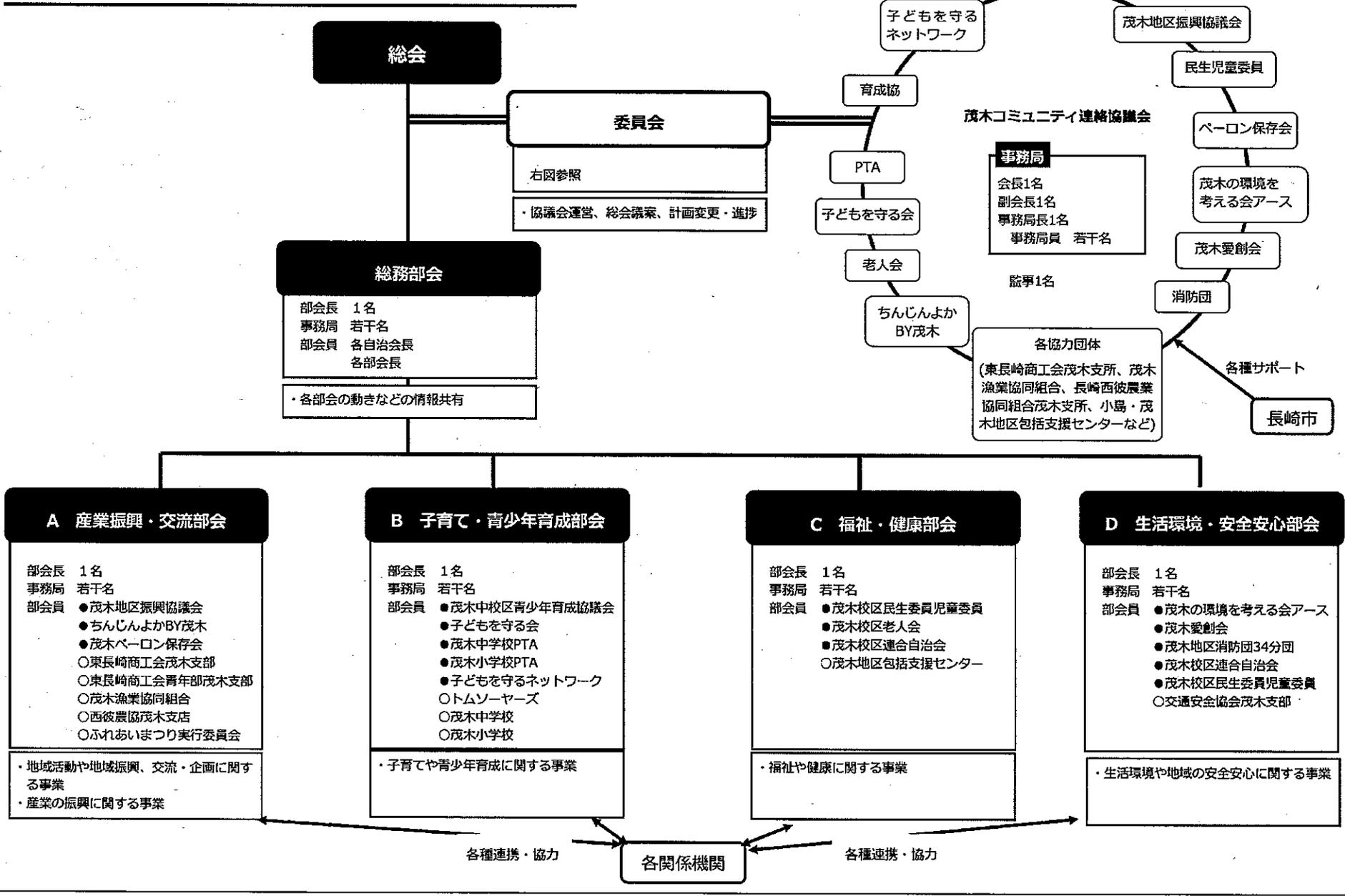
どいのくび健康  
マラソン大会

エ 深堀地区

深堀地区コミュニティ協議会組織体制



# 茂木コミュニティ連絡協議会推進体制



# 横尾小学校区コミュニティ連絡協議会 体制図

○構成団体（各団体の代表）

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 横尾連合自治会           | 横尾地区保護司会                  |
| 横尾地区ふれあいセンター運営委員会 | 横尾だんじり保存会                 |
| 社会福祉協議会横尾支部       | 横尾老人クラブ（北寿会、東寿会、弥生会、なづみ会） |
| 横尾中学校区青少年育成協議会    | 滑石センター保育園                 |
| 横尾小学校区子どもを守る連合会   | みやま幼稚園                    |
| 横尾小学校             | 横尾郵便局                     |
| 横尾中学校             | 滑石郵便局                     |
| 横尾小学校PTA          |                           |
| 横尾中学校PTA          |                           |
| 横尾地区民生委員・児童委員協議会  |                           |

総会

内容：予算・決算、規約の改定、まちづくり計画の改定、役員改選等を決定及び承認する部門  
 開催：年1回（臨時会 随時）  
 代議員制：各団体の代表

役員会

内容：協議会の運営事務、総会の審議事項の検討、事業計画の進捗管理及び変更承認等を行う部門  
 開催：随時

**事業統括部**

- ・横尾連合自治会
- ・横尾中学校区青少年育成協議会
- ・横尾地区ふれあいセンター運営委員会
- ・滑石郵便局
- ・横尾郵便局
- ・横尾東部自治会
- ・横尾西部自治会
- ・横尾南部自治会
- ・横尾北部自治会
- ・横尾県営住宅自治会
- ・横尾さつき自治会
- ・横尾なづみ自治会
- ・横尾山の木自治会
- ・横尾やまびこ自治会
- ・滑石北自治会
- ・滑石公務員アパート第二自治会

**子ども育成部**

- ・横尾小学校区子どもを守る連合会
- ・横尾中学校区青少年育成協議会
- ・滑石センター保育園
- ・横尾小学校
- ・横尾中学校
- ・横尾小学校PTA
- ・横尾中学校PTA
- ・横尾地区民生委員・児童委員協議会
- ・横尾だんじり保存会
- ・みやま幼稚園
- ・長崎外国語大学
- ・横尾あじさいクラブ

**安心・安全部**

- ・横尾連合自治会
- ・社会福祉協議会横尾支部
- ・横尾中学校区青少年育成協議会
- ・横尾小学校
- ・横尾中学校
- ・横尾小学校PTA
- ・横尾中学校PTA
- ・横尾地区民生委員・児童委員協議会
- ・横尾地区保護司会
- ・横尾小学校区子どもを守るネットワーク
- ・横尾地区高齢者見守りネットワーク
- ・滑石・横尾地域包括支援センター

**健康福祉部**

- ・社会福祉協議会横尾支部
- ・横尾連合自治会
- ・横尾地区民生委員・児童委員協議会
- ・北寿会
- ・東寿会
- ・弥生会
- ・なづみ会
- ・横尾グラウンドゴルフ会
- ・さわやかグラウンドゴルフ会
- ・平成会
- ・恵愛会山の木
- ・滑石・横尾地域包括支援センター

**環境・歴史文化部**

- ・横尾だんじり保存会
- ・横尾連合自治会
- ・横尾中学校区青少年育成協議会
- ・横尾小学校
- ・横尾中学校
- ・横尾小学校PTA
- ・横尾中学校PTA
- ・北寿会
- ・東寿会
- ・弥生会
- ・なづみ会
- ・横尾ゲートボール会

※下線を引いている団体は、役員会のメンバー

(5) モデル地区の事業計画書

ア 式見地区

事業名 (分野)	事業の概要
高齢者いきいきウォーキング事業 (健康・福祉)	健康増進と住民間の絆を深めるため、高齢者を対象としたウォーキングロードコースを策定し、ウォーキング大会を実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見地区内 ・参加者数 100名を想定、運営要員50名を想定
包丁研ぎサービス事業 (健康・福祉)	高齢者の生きがいをづくりと住民間の絆を深めるため、包丁研ぎを特技とする高齢者による包丁・鎌研ぎ会を実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見合同庁舎ほか ・参加者数 年4回実施で1回あたり25名、合計で100名を想定、運営要員は1回あたり10名、合計で40名を想定
高齢者ふれあいカフェ事業 (健康・福祉)	健康増進と住民間の絆を深めるため、高齢者を対象とした健康体操やカラオケ大会を実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 老人憩いの家式見荘ほか ・参加者数 年12回実施で1回あたり20名、合計で240名を想定
はつらつ送迎サービス事業 (福祉・生活環境)	公共交通機関が不便な地域の高齢者の外出する機会を増やし健康講座等の参加を促すため、ボランティアによる自家用車等での送迎支援を実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見地区内 ・参加者数 年12回実施で、1回あたり20名、合計で240名を想定 送迎ボランティアは1回あたり5名、合計で60名を想定
式見ワイワイ菜園事業 (地域・産業振興・生活環境)	耕作放棄地等を解消するためボランティアを募集して荒れ地を整備したり、有効活用のため家庭菜園として市民を対象に貸し出しを実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見地区内 ・参加者数 年2回荒れ地整備を実施し、1回あたり30名、合計で60名を想定
式見川ホタルまつり事業 (地域活動・交流)	式見川のホタルを多くの市民に鑑賞してもらえるように、案内看板や長椅子を整備して、見学場所を整備するもの。 ・実施期間 H30.5.27～H30.6.4 ・実施場所 式見川 ・参加者数 見学者300名を想定
式見みなとまつり事業 (地域活動・交流)	式見に多くの市民が集まって賑わいが生まれるように、式見夏まつり等のイベントでカラオケ大会等の実施や地元製品の直売所等を設置するもの。 ・実施期間 H30.8 ・実施場所 式見港周辺 ・参加者数 300名を想定

みんな集まれ式見ペーロン事業 (地域活動・交流)	式見のペーロン文化を活性化するため、地区ペーロン大会に近隣地区の招致や小中学校からの乗船体験やレース参加の要請をしてドローンで空撮を実施するもの。 ・実施期間 H30.6 ・実施場所 式見港周辺 ・参加者数 300名を想定
親子3代思い出づくり事業 (青少年育成・地域活動・交流)	子どもの将来の幸せを願って、成長の節目である小中学校の入学式や卒業式等に子どもの祖父母に式典の案内状を郵送し、地域で式典に参加するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見小学校・式見中学校 ・参加者数 35名を想定
協議会の運営	協議会を運営するため、役員会などの会議や各種事務を実施するもの。 ・実施期間 H30.4.1～H31.3.31 ・実施場所 式見地区ふれあいセンター

#### イ 南長崎地区

事業名 (分野)	事業の概要
防災体験広場 (防犯・防災)	住民が火災、台風、地震等の災害等から自分や家族の命を守るために、災害時の模擬体験を通して被害に遭わないための対処や避難について学ぶもの。 ・実施時期 H30.11 ・参加者数 100名想定 ・実施場所 ふれあいセンター
防災講演会 (防犯・防災)	いつ起きるかわからない災害に対して住民の「日常の備え」のあり方を学ぶために、専門家の講話や意見交換等を通して具体的な対策を考え、安全な日常生活に生かすもの。 ・実施時期 H31.1 ・参加者数 80名想定 ・実施場所 ふれあいセンター
まちなみクリーン事業 (整美)	特に中学生が登下校に使う「モニュメント」付近の傷みがひどく、通行の安全の確保及び環境美化のためシンボルでもある「モニュメント」の清掃及び補修活動を行うもの。 ・実施時期 H30.8 ・参加者数 20名想定 ・実施場所 団地入口
「まちづくり便り」発行 (広報)	まちづくり活動の主役である住民の町づくり活動への意識と実践への意欲を高めるために定期的に「便り」を発行し、啓発活動を進めるもの。 ・発行回数 年間6回 ・周知方法 自治会回覧板利用 ・発行部数 各回300部

<p>「地域年間行事予定表」 作成 (広報)</p>	<p>住民に対して、この町で、いつ・どこで、何があるかを周知し、行事の重複の防止や行事への参加を促すために、年間の行事予定表を作成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行時期 H30.6</li> <li>・配布先 協議会委員及び参加団体</li> <li>・作成部数 100部</li> </ul>
<p>協議会発足15周年記念事業 (広報・交流)</p>	<p>協議会発足15周年を迎えるこの機に協議会のこれまでを顧みるとともに、まちの未来を展望し、「まちづくり」への意欲を高めるために記念誌を作成し記念事業を実施するもの。</p> <p>①集会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 H30. 11</li> <li>・参加者数 100名想定</li> </ul> <p>②記念誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行時期 H30. 11</li> <li>・発行部数 150部</li> </ul>
<p>協議会運営費</p>	<p>協議会の目的を達成するため、協議会の運営に要する日常経費を計上するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 総会や役員会等の会議開催、及び事業実施に係る資料作成、各種事務、交流センター維持管理費用等</li> </ul>
<p>【交付対象外事業】 防犯パレード (防犯)</p>	<p>安全で安心して住めるまちづくりのために、この町から犯罪を出さない、遭わないための住民の防犯意識を高める啓発パレードを実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 H30.10</li> <li>・参加者数 400名想定</li> <li>・実施場所 団地内大通り</li> </ul>
<p>【交付対象外事業】 ふれあいウォーキング (交流)</p>	<p>まちづくりの基本である住民の交流を深め、広げるためにウォーキングを実施し、ゴール後は「ぜんざい」を食しながら交流タイムを楽しむもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 H30. 11</li> <li>・参加者数 200名想定</li> <li>・実施場所 団地周辺</li> </ul>
<p>【交付対象外事業】 青パト見守り活動 (防犯)</p>	<p>子どもたちの登下校や公園等での遊びの安全を図るために、防犯見守り、団地内の公園や危険個所のパトロールを、年間を通じて住民が自主的に行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日数 年間250日前後</li> <li>・参加者数 40名</li> <li>・実施場所 団地内</li> </ul>

ウ 土井首地区

事業名 (分野)	事業の概要
どいのくび祭 (きずな)	<p>土井首地区の小中学生から公園を利用したイベントにかかるアイデアを出してもらい、それを具現化していく中で、地域住民の交流が促進され、また次世代のリーダー育成に貢献することが期待できる。またイベントを盛況にし、楽しむためにフリーマーケット出店や露店等を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日時 平成30年10月21日(日)</li> <li>・実施場所 えがわ運動公園</li> <li>・参加者数 2,000人程度を想定</li> </ul>
どいのくび健康マラソン 大会 (きずな)	<p>健康増進・交通安全・明るいコミュニティづくりを目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日時 平成30年12月2日(日)</li> <li>・実施場所 鶴見台第一公園及び周辺地域</li> <li>・参加者数 選手700人、スタッフ200人程度を想定</li> </ul>
自然環境調査及び 自然環境マップの作成 (自然環境・産業)	<p>自然を守り、育て、自然を活かしたまちづくりを行うため、土井首地区全体の自然環境を知り、土井首地区自然マップを作成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成30年5月～平成31年3月</li> <li>・実施場所 土井首地区全域及び鹿尾川、江川川、大川</li> <li>・参加者数 20人程度を想定</li> </ul>
鹿尾川水道のヒメボタル 生息環境保全対策事業 (自然環境・産業)	<p>鹿尾川周辺に生息するヒメボタルの繁殖地となっている旧鹿尾川水道ポンプ場跡竹林がイノシシに荒らされ生息数が激減している。自然を守り育てることを目的とし、防護柵を設置しているものの一部未設置の部分もあることから、この未設置区間にもワイヤーメッシュの防護柵を設置し、保護しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成30年5月～平成31年3月</li> <li>・実施場所 長崎市古道町(三和町自治会) 旧鹿尾川水道組合ポンプ場跡</li> <li>・参加者数 15人程度×2回を想定</li> </ul>
ゆうこうの栽培促進及び 特産品の開発検討 (自然環境・産業)	<p>土井首の特産品を活かし地域の活性化につなげることを目的とし、ゆうこうの持つ効能、特性を知り、特産品開発につなげるとともに、ゆうこうの栽培を促進するための苗木づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成30年5月～平成31年3月</li> <li>・実施場所 南部市民センター、ゆうこうの里</li> <li>・参加者数 講習会30人程度、栽培促進10人程度を想定</li> </ul>
合同防災訓練事業 (生活・安全安心)	<p>高齢者施設、消防機関、警察、地域住民との連携により防災時の避難をスムーズに行えるように訓練し、防災意識を高めることを目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日時 平成30年11月11日(日)</li> <li>・実施場所 リエゾン長崎からえがわ運動公園</li> <li>・参加者数 150人程度を想定</li> </ul>

<p>地域に住むお医者さんとの座談会事業 (生活・安全安心)</p>	<p>どいのくびサミットの中で、健康への関心の低さや、がん検診の受診率の低さ等が指摘された。このことから土井首地区で元気に暮らしていくためには地域住民の健康意識を高めることが必要であるとの意見があった。このことを踏まえ地域住民と地域に居住する医師との座談会という形でコミュニケーションの機会を設けることにより医師との関係を深め、地域住民が健康に関心を持ち、更には疾病の早期発見・早期受診及び疾病予防のための健康づくりに対する意識向上を図ることで健康寿命の延伸を目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 平成30年10月、平成31年2月</li> <li>・実施場所 土井首地区ふれあいセンター、南部市民センター</li> <li>・参加者数 延べ90人程度を想定</li> </ul>
<p>あいさつ通り設置及び見守り巡回活動事業 (生活・安全安心)</p>	<p>あいさつ通りの設置のために調査を行い、決定した箇所を目印として看板を設置する。このことにより、積極的な挨拶を促し、明るく活発な地域を目指す。</p> <p>また、定期的な見守り巡回活動を行うために巡回コースの調査・設定する。このことにより子どもからお年寄りまで、顔の見える関係や、つながりを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成30年6月～平成31年3月</li> <li>・実施場所 学校近辺を含め調査中</li> <li>・参加者数 100人×3回程度を想定</li> </ul>
<p>ソフトバレー大会 (子ども・後継者の育成)</p>	<p>各自治会間の交流、地域住民間の交流、及び次世代のリーダー育成に貢献することを目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日時 平成31年2月10日(日)</li> <li>・実施場所 土井首中学校体育館</li> <li>・参加者数 100人程度を想定</li> </ul>
<p>ドッチビー大会 (子ども・後継者の育成)</p>	<p>大人も子どもも楽しめるスポーツを通しての地域住民の交流、及び次世代のリーダー育成に貢献することを目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成31年2月</li> <li>・実施場所 土井首中学校体育館</li> <li>・参加者数 50人～100人程度を想定</li> </ul>
<p>親子で話そう映写会 (子ども・後継者の育成)</p>	<p>親子で楽しめる映画等を見ることにより、親子間で話題を共有し親子のコミュニケーションが促進されることが期待できる。また、子どもたちが楽しめる交流の場を提供し、次世代のリーダー育成に貢献することを目的に実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成31年1月 2回上映</li> <li>・実施場所 土井首地区ふれあいセンター</li> <li>・参加者数 100人程度を想定</li> </ul>
<p>子ども会議 (子ども・後継者の育成)</p>	<p>子どもたちが自由に意見を言える場の提供と、大人にはない考えを導きだし、地域住民としての意識を高め、次世代のリーダー育成に貢献することを目的に実施するもの。</p> <p>また、会議の中で、どいのくび祭にかかるアイデアや、今後の事業展開のために各部会が実施する事業に対する意見もいただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 各学期に1回</li> <li>・実施場所 南部市民センター</li> <li>・参加者数 50人程度を想定</li> </ul>

親子で学ぶ講演会 (子ども・後継者の育成)	大人も子どもも共通して関心が高い内容(例えばスマートフォン使用に関する問題、SNSに関する教育など)を学べる場を提供する。講演内容について考えることにより、地域住民の交流が促進され、また次世代のリーダー育成に貢献することが期待できる。 ・実施期間 平成30年9月～平成31年2月 ・実施場所 南部市民センター ・参加者数 100人～150人程度を想定
三校合同門松づくり (子ども・後継者の育成)	土井首地区の小中学校に通う子どもたちとその保護者及び教職員の交流と、次世代のリーダー育成に貢献することを目的に実施するもの。 ・実施日時 平成30年12月24日(月) ・実施場所 土井首中学校 ・参加者数 100人程度を想定
協議会運営 (事務局)	各種取り組み等について地域住民への広報活動を実施するもの。 ・実施期間 平成30年5月1日(火)～平成31年3月31日(日) ・実施場所 土井首地区ふれあいセンター
【交付対象外事業】 土井首地区ふれあいセンター運営	土井首地域住民の方々が自主的に学び活動することや、同地域住民の連帯の高揚に資するため長崎市より同センターの指定管理業務を受託し運営するもの。 ・実施期間 平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日) ・実施場所 土井首地区ふれあいセンター

## エ 深堀地区

事業名 (分野)	事業の概要
協議会運営 (全般)	協議会を運営するため、総会や事務局会議等を開催する。 ・実施時期 平成30年5月～平成31年3月まで ・実施場所 深堀地区ふれあいセンター など
ふれあいネットワーク研修会 (全般)	深堀地区内のコミュニティ関係団体が一堂に会し、地域コミュニティにかかわる課題を地域全体で話し合い、各団体に連携しながら共通意識をもって地域の課題を解決していくために研修会を開催する。 ・実施時期 7月中旬 ・実施場所 雲仙市 ・参加者数 50人
深堀城下ひなまつり (まちづくり)	町内外の人々に深堀の良さを理解してもらうことと地域の活性化を図るために、地域の人たちが持ち寄ったたくさんの雛飾りを深堀の歴史を記載している資料館等に展示を行い、長崎市唯一の城下町としての歴史を知っていただく。 ・実施時期 2月下旬～3月上旬 ・実施場所 貝塚資料館等 ・参加者数 300人

<p>門松カード作製 (児童対策)</p>	<p>新しい年を迎える伝統行事である門松カードを、地元中学校の生徒が考えたデザインで作成し、各自治会等を通して全世帯に配布を行い、地域によるふるさと意識を育てていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 12月中旬</li> <li>・実施場所 深堀地区全域</li> <li>・参加者数 3,200世帯</li> </ul>
<p>夏休み寺子屋活動 (児童対策)</p>	<p>地域の子どもたちを対象に、夏休み期間中地元大学生と夏休みの課題を取り組んだり、日帰りキャンプ等を通しての交流を図り、いろいろな人たちとのコミュニケーション能力を育成していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 7月下旬～8月上旬</li> <li>・実施場所 深堀地区ふれあいセンター及び深堀ふれあい広場</li> <li>・参加者数 30人</li> </ul>
<p>深堀ふれあい広場イルミネーション (まちづくり)</p>	<p>地域の小中学校、幼稚園及び保育所等の子供たちがデザインをしたイルミネーションを深堀ふれあい広場に装飾し、地域内に賑わいの場を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 12月中旬～下旬</li> <li>・実施場所 深堀ふれあい広場</li> <li>・参加者数 全世帯</li> </ul>
<p>地域でまわそう市(仮称) (まちづくり)</p>	<p>高齢者の買い物支援と各家庭で不要なものをリサイクルすることなどを目的とした蚤の市を開催し、終了後は会場の清掃等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 年4回程度</li> <li>・実施場所 深堀ふれあい広場</li> <li>・参加者数 全世帯</li> </ul>
<p>深堀地区成人式 (地域の異世代が繋がる)</p>	<p>地域の中学校を卒業した新成人の門出を地域内の各種団体でお祝いし、ふるさとの暖かさと郷土愛を育み、自分の故郷は深堀なんだと認識してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 1月上旬</li> <li>・実施場所 深堀地区ふれあいセンター及び深堀婦人会館</li> <li>・参加者数 100人</li> </ul>
<p>深堀地区敬老祝賀会 (地域の異世代が繋がる)</p>	<p>これまで暮らしてきたふるさとをここまで発展させてくれたことに感謝し、これからも永く元気に、この地区で暮らしていただくために、長寿と健康を地域をあげてお祝いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 9月中旬</li> <li>・実施場所 深堀体育館</li> <li>・参加者数 250人</li> </ul>
<p>防災対策事業 (防犯防災)</p>	<p>2年に一度、地区全体の防災訓練を開催しており、いつ起こるかわからない災害等に備えて、非常食等の貯えを常備し、地域での対策を行い、非常時に備える準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 6月上旬～7月上旬</li> <li>・実施場所 貝塚資料館連合自治会倉庫</li> <li>・参加者数 全世帯</li> </ul>

見守り・災害マップ配布事業 (防犯防災)	<p>高齢者の見守りや災害時の体制は過去に体制を確立しているが、それぞれの体制の見直しを行い、いざという場合に備えたマップを作製し、全世帯に自治会を通して配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 8月上旬</li> <li>・実施場所 深堀地区内</li> <li>・参加者数 全世帯</li> </ul>
深堀地区ふれあいまつり(仮称) (まちづくり)	<p>これまで深堀地区全体を対象としたまつりを開催していないことから、深堀地区全体と地区内に住んでいる各世代を対象とするイベントを開催し、地域及び各種団体の連携を強化し、ふるさとを大切にしようという心を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 11月実施予定</li> <li>・実施場所 深堀体育館、公園、深堀ふれあい広場及び深堀地区ふれあいセンター</li> <li>・参加者数 800人</li> </ul>
広報事業 (全般)	<p>これから実施するコミュニティ協議会の活動を地域住民に周知・報告するために、情報誌やホームページを活用して、地域内外への情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 1年間</li> <li>・実施場所 深堀地区内</li> <li>・参加者数 全世帯</li> </ul>

#### オ 茂木地区

事業名 (分野)	事業の概要
夏祭り事業 (地域活動・地域振興・交流・企画)	<p>まちづくり計画書、地域活動の第1項目に書かれてある「人が集まるイベント、まつりを計画する」という内容をふまえ、地域住民と各企業、団体、地域外の多くの方々を茂木地域へ呼び込むため、「夏まつり」を開催し、地域の活性化を図る。また、イベントきっかけにフェリー駐車場周辺の再開発の検討材料にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 盆踊りで地域内外の交流を促進し、茂木の特産物などをブースで販売とPR活動、新加工品のお披露目、部会の活動告を行う。</li> <li>・実施時期 平成30年8月中旬(1日)</li> <li>・実施場所 茂木港フェリー駐車場</li> <li>・参加者数 700人</li> </ul>

<p>みんなでわいわい健康 づくり事業 (福祉・健康)</p>	<p>お年寄りが元気で楽しく過ごせるまちを目指し、高齢者の健康増進を図るため、運動教室等を開催する。</p> <p>①エンジョイウォーキングの実施 ・実施時期 平成30年9月頃 ・参加者数 50名 ・実施場所 茂木地区一円</p> <p>②ペタンク講習会の実施 ・実施時期 平成30年9月、11月頃(各1日) ・参加者数 計50名 ・実施場所 茂木地区公民館</p> <p>③健康吹き矢講習会 ・実施時期 平成30年10月、12月頃(各1日) ・参加者数 計50名 ・実施場所 茂木地区公民館</p> <p>※②と③は競技技術の習得のため、講師を招く</p>
<p>「弁当の日」事業 (子育て・青少年育成)</p>	<p>子どもの声であふれる茂木の町をめざし、家庭での食育を推進するため、保護者と子どもと一緒に弁当づくりをすることにより、食材・家族に感謝の心を知り自己肯定感が育まれ、生きる力を身に付ける。</p> <p>・内容 「弁当の日」の趣旨を地域商店等に協力を得て、弁当の日の数日前に店舗前にのぼり旗を立て周知を図り、親子共同弁当づくりの実現を促すための環境づくりを推進する。</p> <p>・実施期間 平成30年9月1日から平成31年3月31日 (次年度も実施予定)</p> <p>※社会科見学、遠足など弁当持参に合わせて実施</p> <p>・実施場所 茂木地区の食料品店ほか各家庭 ・参加人数 茂木小学校・中学校の生徒・保護者200人</p> <p>※「弁当の日」…「買物」から「かたづけ」まで子ども達が一人で又は保護者と一緒に行うなど段階に応じて自分の弁当を作る。親も先生も批評も評価もしない。</p>
<p>「ふれあい動物園」事業 (子育て・青少年育成)</p>	<p>優しい心を持った子どもの育成とともに、地域内外の子どもから高齢者までの交流を図るため、「ふれあい動物園」を開催する。</p> <p>・内容 長崎バイオパーク及びペンギン水族館から移動動物園に来てもらい、動物とのふれあいをとおし、子どもたちに命の暖かさや大切さを感じることができる体験をさせる。また、地域の子どもから高齢者までの幅広い年代層が集い、この体験をとおして交流する。</p> <p>・実施期間 平成31年2月頃(1日) ・参加対象 茂木地区を中心に、広く子どもから高齢者に参加を呼びかけることとする。 ・実施場所 茂木港ターミナル駐車場(展示)、茂木地域センター(トイレ) ・参加者数 500人</p>

<p>「茂木水辺のきずな公園」及びその周辺地域の環境整備促進事業 (生活環境・地域の安全、安心)</p>	<p>茂木の自然環境を維持し、美しい景観の茂木を地域住民で協力して作っていき、地区住民が快適に利活用できる憩いと集いのエリアにするため、「茂木水辺のきずな公園」周辺の環境整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 茂木水辺のきずな公園及びその周辺の除草、剪定、植栽等公園の管理を地域住民で計画的に行う。</li> <li>・実施期間 平成30年5月～10月(おおむね月1回全4回)</li> <li>・実施場所 茂木水辺のきずな公園及びその周辺 (委託…草刈り機の必要な場所や困難な場所)</li> <li>・参加者数 全4回 ボランティア参加 計400人</li> </ul>
<p>協議会運営</p>	<p>協議会を適切に運営するために必要な事務局及び部会で行う事務にかかる人件費、消耗品費などの経費</p>
<p>【交付対象外事業】 茂木ペーロン大会開催事業 (共催:ペーロン保存会)</p>	<p>茂木地区のペーロン文化の継承と地域内外の交流を図るため、平成30年度茂木地区ペーロン大会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 地区チーム(中学生、PTA、企業等)の対抗戦、子ども達(小学生以下)の体験ペーロン等</li> <li>・実施期間 平成30年7月第1日曜日</li> <li>・実施場所 茂木水辺のきずな公園周辺</li> <li>・参加者数 400人</li> </ul>

#### カ 横尾地区

<p>事業名 (分野)</p>	<p>事業の概要</p>
<p>まちの魅力を伝えるプロジェクト (事業統括)</p>	<p>町外の子育て世帯を呼び込み、町内でも協議会の活動を広く知ってもらうため、ホームページの作成や「まちづくり通信」を発行し、横尾のまちの魅力を発信する。また、タブレット操作などの研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 ホームページは通年、研修会2回</li> <li>・実施場所 横尾地区ふれあいセンター</li> <li>・研修会は30名×2回を想定、まちづくり通信は4回予定</li> </ul>
<p>まちの将来像など周知プロジェクト (事業統括)</p>	<p>まちづくりに対する住民の意識改革を図るとともに、イベントの周知を行うために、まちの将来像「笑顔でつながるALL(オール)横尾」の垂れ幕を作成し、横尾郵便局等に設置する。また、各種イベントの日程などを町の皆さんが目にするところに掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 通年</li> <li>・実施場所 横尾地区ふれあいセンター、横尾郵便局、滑石郵便局</li> </ul>
<p>協議会の運営 (事業統括)</p>	<p>協議会の円滑な運営のため、事務員(1名)を配置する。また、運営に係る事務費(備品購入費、印刷製本費、通信・交通費など)を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 通年</li> <li>・事業場所 横尾地区ふれあいセンター</li> </ul>

<p>多世代で楽しくプロジェクト (子ども育成)</p>	<p>子どもたちに地域の歴史文化を継承し、まちへの愛着を持ってもらうために、まちを巡るウォークラリーや昔あそび、田植え、収穫の体験など、子どもから高齢者まで参加できるイベントを開催する。そのイベントで使用するゲームの機材などを購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 6月(ウォークラリー、田植え)、10月(稲刈り)、11月(脱穀)</li> <li>・事業場所 横尾小学校区内</li> <li>・ウォークラリー(200名)、田植えほか(小学4年生の約60名)</li> </ul>
<p>子育て学び・語り・交流プロジェクト (子ども育成)</p>	<p>子育て中のお父さん、お母さんが、日頃抱えている悩みを解消するため、話し合える場を設ける。また、子育て世代の負担を軽減するため、共通する課題に関する研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 9月、2月</li> <li>・事業場所 横尾小学校、横尾地区ふれあいセンター内</li> <li>・40名×2回を予定</li> </ul>
<p>イノシシ対策プロジェクト (安心・安全)</p>	<p>近年、住宅地などでイノシシが目撃されている。そこで、住民が安全・安心に暮らすために、イノシシと遭遇した場合の対応の研修や住宅地に侵入できないようにワイヤーメッシュの設置などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 未定(研修会:年2回)、(対策作業:年2回)</li> <li>・事業場所 横尾小学校区全域</li> <li>・研修会60名(30名×2回)、フェンス設置作業20名(10名×2回)</li> </ul>
<p>多世代が安全・安心なまちプロジェクト (安心・安全)</p>	<p>誰もが、まちで安全・安心して生活するために、必要な対応を行う。まず、道路の整備によって速度を出した車が多くなった。そこで、運転者に対して安全運転を喚起するための看板等の設置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 通年</li> <li>・実施場所 横尾小学校区内のメイン道路沿い</li> </ul>
<p>健康で長く元気にプロジェクト (健康福祉)</p>	<p>現在開催している高齢者サロンなど各種イベントへの参加を促すため、小中学生の参加を得るとともに、地区内のイベント一覧表を作成し、周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 通年</li> <li>・実施場所 横尾地区ふれあいセンター内</li> <li>・多世代サロン600名(50名×12回)</li> </ul>
<p>学びの道等花いっぱいプロジェクト (環境・歴史文化)</p>	<p>美しいまちにすることで、住民や子どもたちにまちに誇りと愛着を持ってもらうために、横尾中学校の学びの道を、中学生が地域のボランティアの方々と一緒になって、年間を通して花いっぱいの花壇として整備する。また、小・中学校にある元気野菜づくりを継続し、子どもたちに食育について学ぶ機会を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 年間を通して4回程度</li> <li>・実施場所 横尾中学校の学びの道、横尾小学校、横尾中学校内</li> <li>・学びの道整備120名(30名×4回)</li> </ul>
<p>環境整備プロジェクト (環境・歴史文化)</p>	<p>美しいまちにすることで、住民がまちに誇りと愛着を持ってもらうために、横尾小学校、中学校の斜面の部分やグリーン広場、地区内の公園などの雑草が繁茂した場合に、年に10回程度の草刈りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 年間を通して10回</li> <li>・実施場所 横尾小学校、横尾中学校の敷地の斜面部分、グリーン広場、地区内の公園</li> <li>・草刈り100名(10名×10回)</li> </ul>

(6) 各地区の進捗状況

区分	協議会	小学校	連合自治会
<b>ア モデル地区</b> ・協議会設立済 ・6地区(7小学校区)	式見	式見	式見地区連合自治会
	ダイヤランド	南長崎	ダイヤランド連合自治会
	土井首	土井首	土井首地区自治連合会
		南陽	
	深堀	深堀	深堀地区連合自治会
	茂木	茂木	茂木校区連合自治会
横尾	横尾	横尾連合自治会	
<b>イ 準備委員会設立済</b> ・H30年度中に協議会設立予定 ・6地区(6小学校区)		大園	大園地区連合自治会
		香焼	香焼地区連合自治会
		戸町	戸町地区連合自治会
		西北	西北校区自治連合会
		福田	福田地区自治会連合会
		北陽	滑石北陽校区連合自治会
<b>ウ 準備委員会設立見込</b> ・準備委員会の設立が見込まれる地区 ・7地区(6小学校区)		川平	西浦上東部地区自治連合会
		城山	城山校区連合自治会
		高尾	高尾校区連合自治会
		西城山	西城山校区連合自治会
		晴海台	(晴海台自治会)
		野母崎	野母崎樺島連合自治会
	野母連合自治会		
<b>エ 準備委員会設立検討</b> ・準備委員会の設立に向けて検討している地区	24地区		
<b>オ 未検討地区</b> ・準備委員会の設立に向けた検討に至っていない地区	32地区		

(7) (仮称)長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例(素案)

ア 条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例(平成27年長崎市条例第39条)第3条に規定するまちづくりの基本理念の実現に向けて、住民等、地域コミュニティ連絡協議会(以下「協議会」という。)及び市の役割を明らかにするとともに、市の支援及び協議会の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区(第7条第1項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。)に必要な取組を、地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて、顔の見える関係を構築できる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める組織で、市長が認定したものをいう。
- (3) 住民等 地区における次に掲げるものをいう。
  - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 地域団体 地区のために活動している地縁等により形成された自治会などの団体
  - ウ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人、法人その他の団体
  - エ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人、法人その他の団体
  - オ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (4) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組について、住民等の多様な主体が参加する話し合う過程を経て策定した、地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組への参加及び協力を努めるものとする。

(協議会の役割)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく地区の課題解決を図る事業の立案及び実施
- (2) 協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信及び協議会の活動への参加促進

(市の役割)

第5条 市は、協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域におけるまちづ

くりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 市は、協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該協議会に対し、予算の範囲内において、財政上の措置を講じるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を実施するものとする。

(協議会の認定等)

第7条 市長は、協議会の認定を受けようとする団体が、次の各号のいずれにも該当するときは、協議会として認定することができる。

(1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。ただし、地域の実情等を勘案し、市長が適当と認めた区域については、この限りでない。

ア 市立の小学校（統廃合前の小学校を含む。）の通学区域を基礎とする区域

イ 市に設立の届出をしている連合自治会の区域（当該連合自治会に加盟している自治会の区域を合計した区域）を基礎とする区域

(2) 当該地区を代表する組織で、様々な地区課題に対応できること。

(3) 規約又は会則を有していること。

(4) まちづくり計画を策定していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当すること。

2 前項の認定を受けようとする団体は、申請書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該協議会にその旨を書面により通知するものとする。

4 協議会は、第2項の規定により申請した事項に変更があったときは、市長が別に定めるところにより、当該変更について市長に届け出なければならない。

5 協議会は、第1項の規定に反する場合又は解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、当該認定の取り消しについて市長に届け出なければならない。

6 市長は、協議会から前項の規定による届出があったとき、又は市長が別に定める事項に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(条例の見直し)

第8条 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

イ 条例（素案）の検討経過

※（仮称）長崎市地域コミュニティ連絡協議会の設立及び支援に関する条例の骨子（案）に対して、地域コミュニティ推進審議会委員からご意見をいただき、（仮称）長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（素案）を作成

条例の骨子（案）	審議会委員の主な意見	（仮称）長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（素案）
<p><b>ア 目的</b> 長崎市のまちづくりの基本理念の実現に向けて、地域コミュニティ連絡協議会と市の協働による地域自治の推進に寄与することを目的とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長崎市のまちづくりの基本理念」とは何か</li> <li>・持続的なまちづくりを進めていくため、どういふ地域にするためなど目的の明確化が必要</li> <li>・目的はもう少し広げて書くべき（住民同士の交流を図るなど）</li> </ul>	<p>（目的） 第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39条）第3条に規定するまちづくりの基本理念の実現に向けて、住民等、地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）及び市の役割を明らかにするとともに、市の支援及び協議会の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>
<p><b>イ 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲</b> 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲は、次に掲げる区域とします。 （ア）概ね現行の小学校区 （イ）概ね連合自治会の区域</p>		<p>第7条第1項第1号に規定</p>
<p><b>ウ 地域コミュニティ連絡協議会と市の協働</b> 地域コミュニティ連絡協議会と市は、まちづくりにおけるパートナーとしてお互いを尊重し、協働して地域づくりを推進することを目指します。</p>		<p>削除</p>
<p><b>エ 住民等の役割</b> （ア）住民、地域団体、事業者等は、地域への関心を高めるとともに、地域のまちづくりへの参加や協力を努めるものとします。 （イ）住民は、地域コミュニティ連絡協議会の活動への参加に努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会がない地区や地域団体に加入していない住民はこのしくみのことを知らないのではないか</li> </ul>	<p>（住民等の役割） 第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組への参加及び協力を努めるものとする。</p>
<p><b>オ 地域コミュニティ連絡協議会の役割</b> （ア）地域コミュニティ連絡協議会は、まちづくり計画に基づく企画等の立案及び具体的な取組みの実施に努めるものとします。 （イ）地域コミュニティ連絡協議会は、構成員間における情報共有及び相互連携を図るものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会としても、住民の参画を積極的に促すべき</li> <li>・住民に積極的に加入してもらうようにすべき</li> <li>・住民への周知が必要</li> <li>・（イ）は、「構成員間」より「地域住民との」の方がよい</li> </ul>	<p>（協議会の役割） 第4条 協議会は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。 （1）まちづくり計画に基づく地区の課題解決を図る事業の立案及び実施 （2）協議会の構成員間における情報共有及び相互連携 （3）地区内の住民等に対する情報発信及び協議会の活動への参加促進</p>
<p><b>カ 市の役割</b> 市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、財政や人材育成等の支援を行うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政支援だけでなく、もっと具体的に書くべき</li> <li>・協議会同士の情報共有も市がすべき</li> </ul>	<p>（市の役割） 第5条 市は、協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。  （市の支援） 第6条 市は、協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該協議会に対し、予算の範囲内において、財政上の措置を講じるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を実施するものとする。</p>

条例の骨子（素案）	審議会委員の主な意見	（仮称）長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（素案）
<p>キ 地域コミュニティ連絡協議会の認定</p> <p>地域コミュニティ連絡協議会の認定要件は次に掲げる事項とします。</p> <p>(ア) 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること</p> <p>    a 活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること</p> <p>    b 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること</p> <p>(イ) 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること</p> <p>(ウ) 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと</p> <p>(エ) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われることまた、運営に関する規約を有していること</p> <p>(オ) まちづくりの目標、活動内容(子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等)等を定めたまちづくり計画を策定していること。なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に細かく要件を規定するのはどうか、変更する時が大変ではないか、条例ではなく規則に書くべき</li> <li>・ (ア)の「自治会の8割」より「自治会数の8割」の方がわかりやすい</li> <li>・ (イ)の「誰でもなれる」という会員の要件を条例に書くべきなのか</li> </ul>	<p>(協議会の認定等)</p> <p>第7条 市長は、協議会の認定を受けようとする団体が、次の各号のいずれにも該当するときは、協議会として認定することができる。</p> <p>(1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。ただし、地域の実情等を勘案し、市長が適当と認めた区域については、この限りでない。</p> <p>ア 市立の小学校（統廃合前の小学校を含む。）の通学区域を基礎とする区域</p> <p>イ 市に設立の届出をしている連合自治会の区域（当該連合自治会に加盟している自治会の区域を合計した区域）を基礎とする区域</p> <p>(2) 当該地区を代表する組織で、様々な地区課題に対応できること。</p> <p>(3) 規約又は会則を有していること。</p> <p>(4) まちづくり計画を策定していること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当すること。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする団体は、申請書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該協議会にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>4 協議会は、第2項の規定により申請した事項に変更があったときは、市長が別に定めるところにより、当該変更について市長に届け出なければならない。</p> <p>5 協議会は、第1項の規定に反する場合又は解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、当該認定の取り消しについて市長に届け出なければならない。</p> <p>6 市長は、協議会から前項の規定による届出があったとき、又は市長が別に定める事項に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。</p>
<p>全般的なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の個性を出して、まちづくりを進めることができるような文言や表現を工夫してほしい</li> <li>・ 条例の周知方法を工夫することで、協議会の認知度が上がる</li> <li>・ モデル事業と条例制定は、互いに協議会設立を促進させる効果がある</li> <li>・ 条例制定は早すぎる、もう少し浸透してからでもよいのでは</li> </ul>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区（第7条第1項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）に必要な取組を、地区全体で話し合い、実行していくことをいう。</p> <p>(2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて、顔の見える関係を構築できる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める組織で、市長が認定したものをいう。</p> <p>(3) 住民等 地区における次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 住民 本市の区域内に住所を有する者</p> <p>イ 地域団体 地区のために活動している地縁等により形成された自治会などの団体</p> <p>ウ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人、法人その他の団体</p> <p>エ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人、法人その他の団体</p> <p>オ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(4) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組について、住民等の多様な主体が参加する話し合う過程を経て策定した、地区独自の長期的な計画をいう。</p>

## 7 世界遺産委員会諮問機関による評価結果及び勧告について

### 1. イコモスの評価結果

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、「記載」が相当との勧告がなされた。

#### ■イコモス（国際記念物遺跡会議）

文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織（NGO）。  
本拠地はパリ。1965年設立。

#### ■諮問機関による評価結果の4つの区分

- (1) 記載：世界遺産一覧表に記載するもの。
- (2) 情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- (3) 記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- (4) 不記載：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

### 2. 今後の予定

第42回世界遺産委員会（平成30年6月24日～7月4日、於：バーレーン）において、イコモスの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分である。

### 3. イコモスの主な評価結果及び勧告の概要

#### (1) 顕著な普遍的価値について

本資産は、日本列島のうち九州地方の北西部に位置する長崎県及び熊本県に所在する。10の集落、1つの城跡及び1つの聖堂の12の構成資産から成り、これらは17世紀から19世紀に遡る。資産は、日本にキリスト教が伝来し宣教師及び入植者が活動した初期の段階から、続くキリスト教及び入植者が禁教により迫害を受けた時代、そして禁教が公的に解かれカトリックの信仰が復活した最後の段階までを表している。

本資産は、禁教期にもかかわらず密かに信仰を継続した長崎と天草地方における潜伏キリシタンの独特の文化的伝統の証拠である。

#### (2) 完全性について

イコモスは、本資産には顕著な普遍的価値を示すために必要なすべての構成資産が含まれており、適切な範囲及び良好な保全状態が維持されていると考える。

また、文化財保護法を含む関連する国内法令に基づき、各構成資産の完全な保護措置が講じられていると考える。

(3) 真実性について

イコモスは、集落・考古遺跡・教会建築より成る構成資産は、高い真実性を有していると考え

(4) 比較研究について

イコモスは、比較研究の対象の選択は適切であり、論理的な比較研究が行われ、本資産が世界遺産一覧表の記載に資する正当性を証明していると考え

(5) 資産に影響を与える要因について

イコモスは、自然災害、特に暴風雨・洪水・地震・火災の他、人口減少及びそれによる（潜伏キリシタンの伝統に関する）記憶の喪失、登録直後の過度の来訪が主な懸念と考えるが、締約国は包括的保存管理計画を策定、実行している。

(6) 保存管理について（資産範囲、緩衝地帯、保護措置、管理運営）

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、保存対策や観測体制は適切であると考え

資産範囲については概ね適切であるが、原城跡の南西部については、産業施設及び中学校が立地しており、資産範囲から除くべきだと考える。緩衝地帯の範囲はおおむね適切であるが、江上天主堂から視認できる西側の陸域について、緩衝地帯に含めるべきであると考え

（なお、上記資産範囲及び緩衝地帯の範囲の変更については、締約国とイコモスとの対話の中で合意済み。）

(7) 勧告

イコモスは、世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

ア 久賀島又は野崎島などにおける集落跡、教会跡、墓地跡などすでに廃絶したものの、痕跡について、写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包括的な記録資料を作成すること。

イ 地元の活動団体又は個人が、市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知すること。

ウ 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、収容力及び望ましい観光の管理について検討すること。

エ『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』（2011）に基づき、遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

# 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。

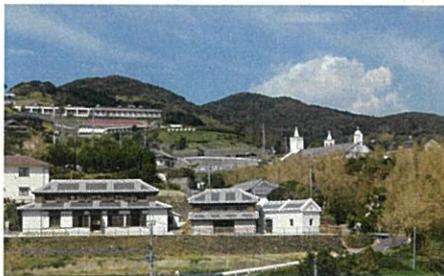


## 【構成資産】

- 1 原城跡 (長崎県南島原市)
- 2 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳) (長崎県平戸市)
- 3 平戸の聖地と集落(中江ノ島) (同上)
- 4 天草の崎津集落 (熊本県天草市)
- 5 外海の出津集落 (長崎県長崎市)
- 6 外海の大野集落 (同上)
- 7 黒島の集落 (長崎県佐世保市)
- 8 野崎島の集落跡 (長崎県北松浦郡小値賀町)
- 9 頭ヶ島の集落 (長崎県南松浦郡新上五島町)
- 10 久賀島の集落 (長崎県五島市)
- 11 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺) (同上)
- 12 大浦天主堂 (長崎県長崎市)

## 【関係年表】

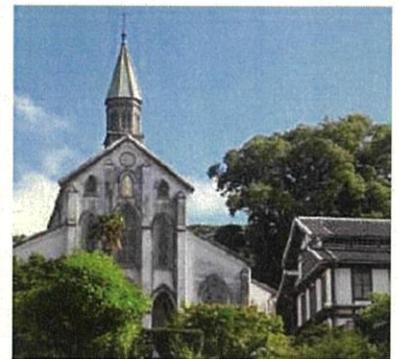
平成19年1月	暫定一覧表に記載
平成27年1月	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書提出
同年9月26日～10月4日	イコモス現地調査
平成28年2月	推薦取下げ
平成29年2月	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦書提出
同年9月4日～14日	イコモス現地調査
平成30年5月4日	イコモス勧告
同年6月24日～7月4日	第42回世界遺産委員会



5 外海の出津集落



6 外海の大野集落



12 大浦天主堂